

# 加賀市国民保護計画

## 資料編

令和8年3月

加 賀 市



# 資料編目次

## 1 国民保護関係規定等

- (1) 加賀市国民保護協議会条例
- (2) 加賀市国民保護協議会運営要領
- (3) 加賀市国民保護協議委員名簿
- (4) 加賀市国民保護対策本部及び加賀市緊急事態対策本部条例
- (5) 安否情報省令
- (6) 救援の程度及び方法の基準
- (7) 火災・災害等即報要領

## 2 関係機関の担当部署・連絡先・分掌事務等

- (1) 加賀市国民保護・緊急対処事態対策本部組織図
  - ① 市対策本部の組織構成
  - ② 市対策本部各部の主な業務
- (2) 現地調整所の組織編成の例
- (3) 現地調整所について
- (4) 関係機関の連絡先一覧

## 3 様式関係

- (1) 安否情報関係様式
  - ① 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民用）
  - ② 安否情報収集様式（死亡住民用）
  - ③ 安否情報報告書
  - ④ 安否情報照会書（照会者用）
  - ⑤ 安否情報回答書（国、県、市町用）
- (2) 被災情報報告書
  - ① 被災情報報告書（第1報）
  - ② 被災情報報告書（随時情報）

# 1 国民保護関係規定等

## (1) 加賀市国民保護協議会条例

〔平成18年3月23日〕  
〔条例第4号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、加賀市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第2条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(加賀市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**(2) 加賀市国民保護協議会運営要領**

(目的)

第1条 この要領は、加賀市国民保護協議会条例(平成18年加賀市条例第4号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、加賀市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の協議会の会議への出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第4条 部会(条例第7条に規定する部会をいう。以下同じ。)の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、市長の諮問を受けた場合は、部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て協議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を協議会に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会の会議は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事はその議長となる。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

一 協議会又は部会に提出する議案の調査・検討

二 その他会長から命ぜられた事項

(準用規定)

第8条 第2条及び第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 第2条及び第3条の規定は、幹事会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」

とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(会議録)

第9条 協議会、部会及び幹事会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(庶務)

第10条 協議会、部会及び幹事会の庶務は、加賀市総務部危機対策課において処理する。

(異動等の報告)

第11条 委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、協議会、部会又は幹事会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、改正の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### (3) 加賀市国民保護協議会委員名簿

区 分	機関・役職名	備 考
会 長	加賀市長	防
1号委員	金沢地方気象台長	防
2号委員	陸上自衛隊第14普通科連隊第1中隊長	
2号委員	航空自衛隊第6航空団防衛部長	
3号委員	大聖寺土木事務所長	防
3号委員	石川県南加賀保健福祉センター所長	防
3号委員	加賀農林事務所長	防
3号委員	大聖寺川ダム統合事務所長	防
3号委員	大聖寺警察署長	防
4号委員	加賀市副市長	防
5号委員	加賀市教育長	防
5号委員	加賀市消防長	防
6号委員	加賀市病院事業管理者	防
7号委員	JR西日本加賀温泉駅長	防
7号委員	NTT西日本北陸支店設備部長	防
7号委員	北陸電力(株)小松支店長	防
7号委員	日本郵便(株)加賀郵便局窓口営業部長	防
7号委員	一般社団法人加賀市医師会会長	防
7号委員	北國新聞社加賀支社長	防
8号委員	加賀市消防団長	防
8号委員	北鉄加賀バス(株)代表取締役社長	防
8号委員	一般社団法人石川県トラック協会理事	
8号委員	加賀市区長会連合会理事	防
8号委員	加賀市防犯交通推進隊長	
8号委員	加賀市防災協議会会事務局長	

※ 委員番号は国民保護法第40条第4項の該当号、備考欄の防は現在の防災会議委員

## (4) 加賀市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月23日〕  
〔条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、加賀市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、加賀市緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## (5) 安否情報省令

〔 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 (平成 17 年総務省令 44 号) 〕

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。)第 25 条第 2 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつてな当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書の場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条により報告を受けた安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

(以下省略。なお、第5条については、平成19年4月1日から施行する。)

## (6) 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)(以下「告示」という。)並びに改正告示に基づき作成

国民保護法による救援の程度及び方法の基準は、次のとおりである。また、この基準では救援の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣が特別な基準を定めることとなっており、知事は内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(告示第1条)

(R 7 . 4 . 1 5 現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
避難所の設置			
避難所（長期避難住宅を除く）	1 避難住民 2 武力攻撃災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所維持・管理費 1人 1日当たり 360円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
長期避難建設型応急住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者（収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合）	1 設置のために支出できる費用 （1）設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等 （2）限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）。	高齢者等の要配慮者等を複数人収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
長期避難賃貸型応急住宅		借上げのために支出できる費用 1 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、又は火災保険等 2 地域の実情に応じた金額 （加算額） 冬季 別に定める額を加算	
応急仮設住宅（建設型）の供与	武力攻撃災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅を準用する。	高齢者等の要配慮者等を複数人収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
応急仮設住宅（賃貸型）の供与		賃貸型応急住宅を準用する。	
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所（長期避難住宅を含む）に収容された者 2 武力攻撃災害により、住家に被害を受けて、炊事ができない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により、住家に被害を受け避難する必要がある者	1人 1日当たり 1,390円以内	
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。						
		2 下記金額の範囲内						
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,300	89,800	12,300	
医 療	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内				患者等の移送費は、別途計上		
助 産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の捜索及び救出	1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として、当該地域における通常の実費				輸送費、人件費は、別途計上		
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施	1 体当たり 大人 232,200円以内 小人 185,700円以内						
電話その他通信設備の提供	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として、当該地域における通常の実費				電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等により利用させることにより行う。		
武力攻撃を受けた住宅の応急修理	1 武力攻撃災害により住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 武力攻撃災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 2に掲げる世帯以外の世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。
死体の搜索	武力攻撃災害により、行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として、当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700円以内  一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内  検案 救護班以外は、当該地域の慣行料金	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費 1世帯当たり 143,900円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣が特別の基準を設ける。また、当該の場合には、救援を実施する都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、特別な機銃の設定について意見を申し出ることができることとなっている。

※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとされている。



なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

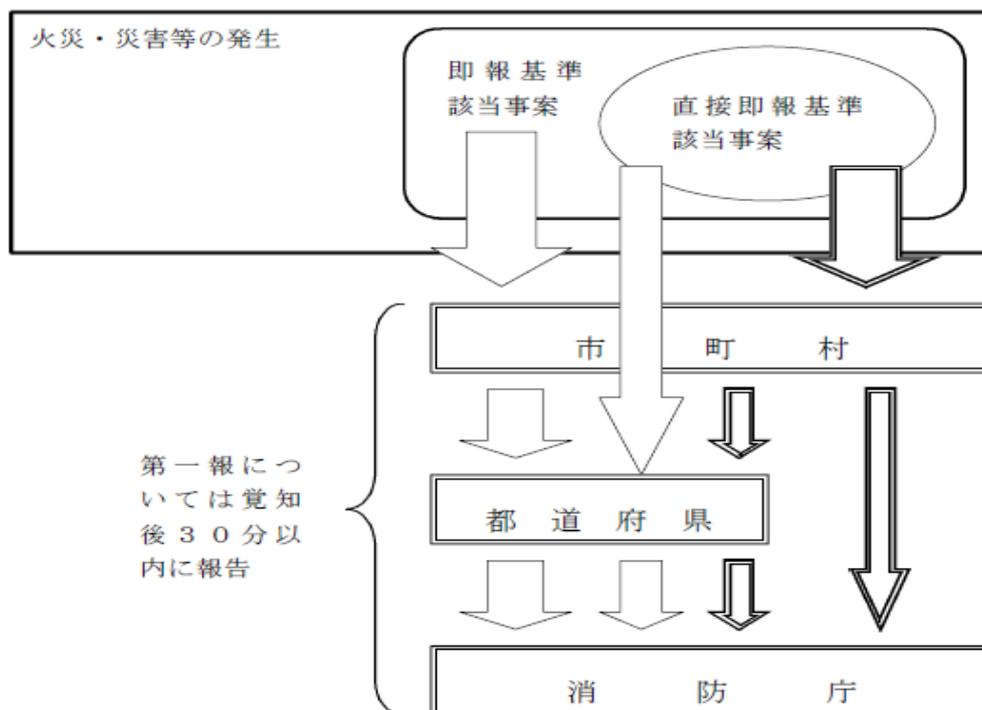
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第一報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更

するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災

- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 (ア) 以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物

的災害

- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

#### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

##### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

###### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

###### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

###### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

###### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

###### オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

- (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

- (2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)と同じ。

### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）。
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

###### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
  - (ア) 発見及び通報の状況
  - (イ) 延焼拡大の理由
    - a 消防事情
    - b 都市構成
    - c 気象条件
    - d その他
  - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
  - (エ) り災者の避難保護の状況
  - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
  - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
    - ※ 必要に応じて図面を添付する。
  - (イ) 林野の植生
  - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
  - (オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外
- エ 交通機関の火災
  - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - (イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を[負傷者]、[被ばく者]、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。 )で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 自衛隊の派遣要請NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）  
不審物（爆発物）の有無  
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害

状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### （ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### （イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する 災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

##### （ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

##### （イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

##### （ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

##### （エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 2 関係機関の担当部署・連絡先・分掌事務等

### (1) 加賀市国民保護・緊急処理事態対策本部組織図

#### ① 市対策本部の組織構成

市対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって充てる。

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長（防災担当）
- ・本部員 副市長 教育長  
職員

市対策本部の組織構成について図示すれば、次のとおりである。

#### 【市対策本部組織図】

市対策本部	本部員会議		職名			
	本部長		市長			
	副本部長		副市長(防災担当)			
	本部員	総務部	副市長	各班	各班長	班員
			教育長			
			総務部長			
			議会事務局長			
			監査委員事務局長			
		会計管理者				
		市民健康部	市民健康部長			
		産業振興部	産業振興部長			
		建設部	建設部長			
		上下水道部	上下水道部長			
		政策企画部	政策企画部長			
		イノベーション推進部	イノベーション推進部長			
		教育部	教育委員会事務局長			
管理部	管理部長					
消防部	消防長					

※ 本部長が必要と認めるときは、県の職員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局・支所において措置を実施する。(市対策本部には、各部局から連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

#### 市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長(市対策本部長)	防災担当副市長	副市長	総務部長	国民保護担当課長

② 市対策本部各部の主な業務

市対策本部各部の主な業務は、次のとおりとする。

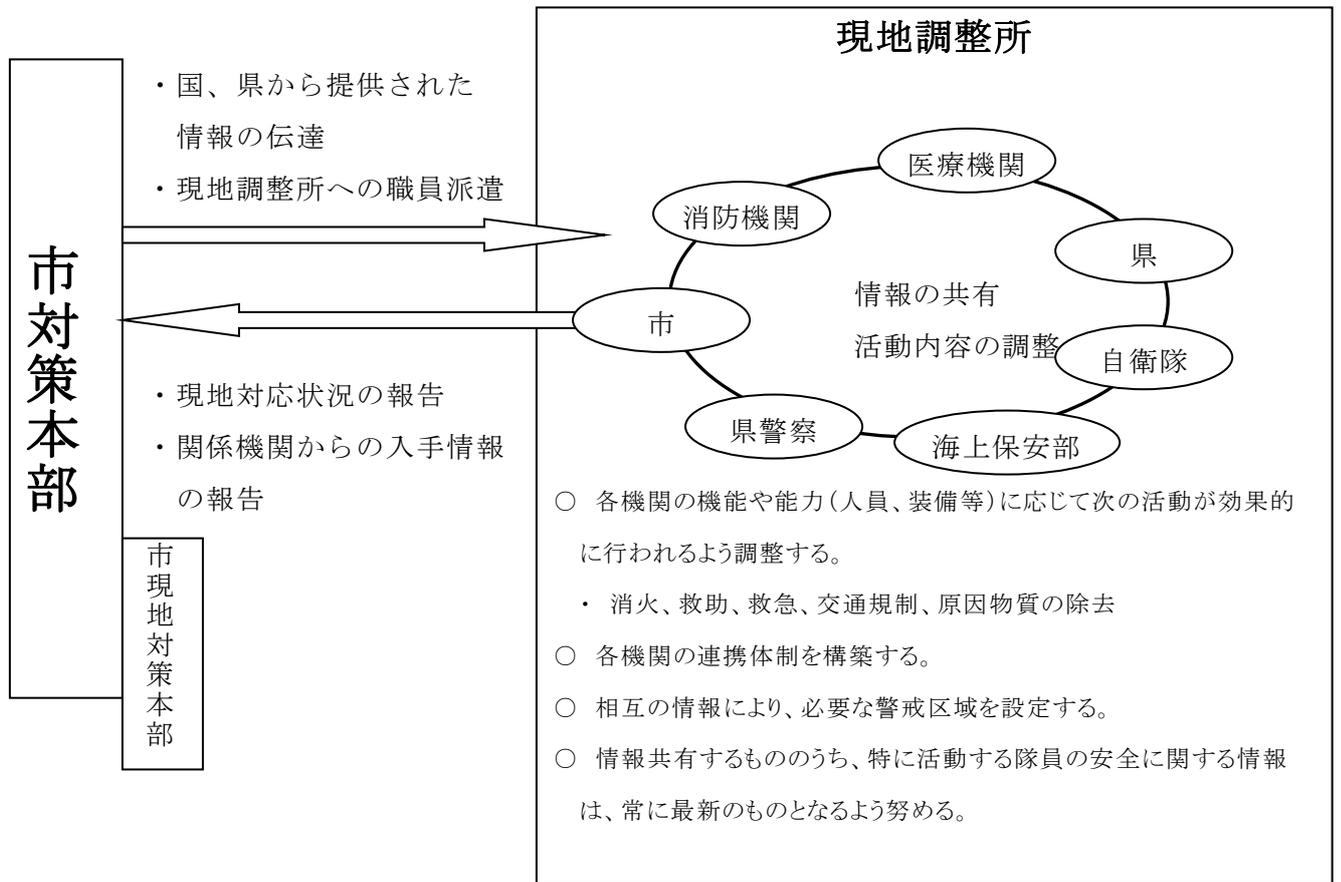
部名	班名	分掌事務
総務部 (総務部長) (議会事務局 長) (監査委員事務 局長) (会計管理者)	行政まちづくり班 (行政まちづくり課 長)	1 各種団体の奉仕活動計画及び動員に関する事 2 災害ボランティアの受入に関する事
	人事班 (人事課長)	1 本部員の勤務条件に関する事 2 各部班員の被災状況に関する事
	危機対策班 (危機対策課長)	1 災害対策本部の庶務に関する事 2 災害情報の受信及び伝達並びに避難指示等に関する事 3 応援・派遣要請に関する事 4 災害報告に関する事 5 災害記録に関する事 6 防災無線の管理に関する事 7 物資の調達に関する事 8 避難、救援及び応急収容施設確保に関する事 9 防犯及び交通規制に関する事
	財政班 (財政課長)	1 災害予算に関する事 2 救難、救助、復旧等の経費財政計画に関する事 3 備蓄物資等の供給に関する事
	管財班 (管財課長)	1 市有財産の保全及び復旧に関する事 2 備蓄物資等の供給に関する事
	税料金班 (税料金課長)	1 被害状況(世帯及び課税物件)調査に関する事 2 市税減免措置に関する事 3 関係証明発行に関する事
	議会班(議会事務局 次長)	1 議員との連絡調整に関する事 2 市議会災害対策支援本部に関する事
	監査班(監査委員事務 局長次長)	1 各部・各班の応援に関する事 2 その他必要と認められる事
会計班 (会計課長)	1 災害経費の経理及び受贈保管に関する事	

政策企画部 (政策企画部長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長の秘書に関する事。 2 見舞者の応接及び金品受贈に関する事。
	企画班 (企画課長)	1 各関係機関との連携・調整に関する事。 2 災害復旧計画の総合調整に関する事。 3 災害広報に関する事。
イノベーション推進部 (イノベーション推進部長)	行政デジタル班 (行政デジタル課長)	1 各部・各班の応援に関する事。 2 その他必要と認められる事。
	地域デジタル班 (地域デジタル課長)	1 各部・各班の応援に関する事。 2 その他必要と認められる事。
市民健康部 (市民健康部長)	窓口班 (窓口課長)	1 被災世帯調査資料整備に関する事。 2 災害見舞金の裁定給付に関する事。 3 遺体の埋葬等に関する事。
	福祉政策班 (福祉政策課長) 相談支援班 (相談支援課長) 介護福祉班 (介護福祉課長) 保険年金班 (保険年金課長)	1 避難、救援及び収容施設設置に関する事。 2 避難行動要支援者に関する事。 3 衣料及び食料品等給与に関する事。 4 災害見舞金等の配分及び生活資金貸付けに関する事。
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1 保育園及び幼稚園の保全及び復旧に関する事。 2 被災児童等の調査、救助及び応急保育対策に関する事。
	健康班 (健康課長)	1 防疫及び保健衛生に関する事。
産業振興部 (産業振興部長)	観光商工班 (観光商工課長)	1 観光施設及び観光産業関係の被害調査に関する事。 2 観光施設及び観光産業関係の災害復旧に関する事。 3 観光客の応急救済に関する事。 4 商工業関係の被害調査に関する事。 5 商工業関係の災害復旧に関する事。 6 復旧資金融資及び関係証明発行に関する事。
	農林水産班 (農林水産課長)	1 農林水産業施設の被害調査に関する事。 2 農林水産業施設の災害復旧に関する事。

	環境班 (環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国定公園施設の保全及び復旧に関すること。</li> <li>2 ごみ・し尿等廃棄物収集処理及び環境衛生に関すること。</li> <li>3 ねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。</li> </ol>
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園、緑地等の保全及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 土木災害の応急復旧に関すること。</li> </ol>
	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 災害場所の危険防止に関すること。</li> <li>4 緊急補修に関すること。</li> </ol>
	建設総務班 (建設総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋りょう及び住宅等の被害調査に関すること。</li> <li>2 応急復旧計画の調整に関すること。</li> </ol>
上下水道部 (上下水道部長)	建築班 (建築課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有建物の保全及び復旧指導に関すること。</li> <li>2 公営住宅の保全及び復旧に関すること。</li> </ol>
	経営企画班 (経営企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水等の給水及び広報に関すること。</li> <li>2 上下水道料金等の減免に関すること。</li> </ol>
	水道班 (水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の水質並びに供給及び確保に関すること。</li> <li>2 上水道施設の応急復旧に関すること。</li> </ol>
教育部 (教育委員会事務局長)	下水道班 (下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の応急復旧に関すること。</li> </ol>
	教育庶務班 (教育庶務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の保全及び復旧に関すること。</li> <li>2 収容施設設置に関すること(小中学校に係るものに限る。)</li> </ol>
	学校指導班 (学校指導課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生徒等の調査、救助及び応急教育対策に関すること。</li> <li>2 学校給食及び保健衛生に関すること。</li> </ol>
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の保全及び復旧に関すること。</li> </ol>
	スポーツ班 (スポーツ課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会体育施設の保全及び復旧に関すること。</li> </ol>
	文化班 (文化課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化施設の保全及び復旧に関すること(山中温泉地域に係るものを含む。)</li> </ol>

<p>管理部 (管理部長)</p>	<p>総務班 (総務課長) 企画経営班 (企画経営課長) 医療サービス班 (医療サービス課)</p>	<p>1 病院施設の保全及び復旧に関すること。 2 救急病床の確保に関すること。 3 医療関係者の動員に関すること。 4 救急医療品の確保に関すること。</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<p>消防総務班 (消防総務課長)</p>	<p>1 消防団(水防団)の出動要請に関すること。 2 出動要員の勤務条件に関すること。</p>
	<p>予防班 (予防課長)</p>	<p>1 危険物の保全指導に関すること。</p>
	<p>警防班 (警防課長)</p>	<p>1 消防相互応援要請に関すること。 2 災害情報の受信及び広報伝達に関すること。 3 火災等におけるり災証明発行に関すること。 4 災害原因調査に関すること。</p>
	<p>消防班 (消防署長)</p>	<p>1 消防及び武力攻撃災害その他災害応急対策に関すること。 2 救急、救助、避難等に関すること。 3 災害の警戒及び予防巡回に関すること。</p>

(2) 現地調整所の組織編成の例



### (3) 現地調整所について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (4) 関係機関の連絡先一覧

##### ○市関係

機 関 名	電話番号	FAX番号
加賀市災害対策本部	会議室201	
	臨時 0761-72-1116	臨時 0761-72-7938
	会議室302	
	臨時 0761-72-1116	臨時 0761-72-7938
加賀市危機対策課	代表 0761-72-1111	代表 0761-72-4640
	直通 0761-72-7891	直通 0761-75-7388
加賀市消防本部	代表 0761-72-0119	代表 0761-73-0382

##### ○県関係

機 関 名	電話番号	FAX番号
石川県危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
石川県消防保安課	076-225-1481	076-225-1484
(災害対策本部専用)	076-225-1180~1191	076-225-1484
石川県道路整備課	076-225-1726	076-225-1728
石川県河川課	076-225-1736	076-225-1740
石川県県民生活課	076-225-1386	076-225-1389
石川県医療対策課	076-225-1431	076-225-1434
石川県薬事衛生課	076-225-1441	076-225-1444
石川県南加賀土木総合事務所	0761-21-3333	0761-21-7080
石川県大聖寺土木事務所	0761-72-0491	0761-72-3062
石川県大聖寺川ダム統合管理事務所	0761-78-0769	0761-78-0782
石川県消防防災航空隊	0761-24-8930	0761-24-8931
石川県南加賀保健福祉センター	0761-22-0793	0761-22-0805
石川県南加賀保健福祉センター加賀地域センター	0761-76-4300	0761-76-4301
石川県南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	0761-23-1207
石川県加賀農林事務所	0761-72-8511	0761-72-7006
石川県大聖寺警察署	0761-72-0110	0761-72-0110

##### ○国機関

機 関 名	電話番号	FAX番号
総務省消防庁応急対策室(平日昼間)	03-5253-7527	03-5253-7537
〃 (夜間及び休日)	03-5253-7777	03-5253-7553
国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9603
〃 加賀国道維持出張所	076-276-0797	076-276-0799
金沢海上保安部警備救難課	076-266-6118	076-268-0356
中部管区警察局石川県情報通信部	076-225-0110	076-225-0208
北陸農政局農村振興部	076-232-4722	076-263-0256
北陸信越運輸局石川運輸支局	076-208-6000	076-208-6001
大阪航空局小松空港事務所	0761-24-0828	0761-22-4632
金沢地方気象台	076-260-1462	076-260-1466
加賀公共職業安定所	0761-72-8609	0761-72-8619
小松労働基準監督署	0761-22-4231	0761-22-4230

○自衛隊

機 関 名	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊 第14普通科連隊 第3科	076-241-2171(内線235)	076-241-2171(内線213)
航空自衛隊 第6航空団 防衛部	0761-22-2101(内線231) 0761-22-3751	0761-22-2101(内線651) 0761-22-3751
海上自衛隊 舞鶴地方總監部 防衛部	0773-62-2250(内線2548)	0773-64-3609

○応援協定先自治体

機 関 名	電話番号	FAX番号
金沢市	代表 076-220-2111	代表 076-260-6921
	直通 076-220-2366	直通 076-233-9999
七尾市	代表 0767-53-1111	代表 0767-52-0374
	直通 0767-53-6880	直通 0767-53-8411
小松市	代表 0761-22-4111	代表 0761-21-3791
	直通 0761-24-8150	直通 0761-24-8153
輪島市	代表 0768-22-2211	代表 0768-22-9220
	直通 0768-23-1157	直通 //
珠洲市	代表 0768-82-2222	代表 0768-82-5685
	直通 0768-82-7725	直通 //
羽咋市	代表 0767-22-1111	代表 0767-22-7135
	直通 0767-22-7176	直通 0767-22-0240
白山市	代表 076-276-1111	代表 076-274-9518
	直通 076-274-9536	直通 076-274-9535
能美市	代表 0761-58-5111	代表 0761-58-2290
	直通 0761-58-2201	直通 0761-51-5119
かほく市	代表 076-283-1111	代表 076-283-4644
	直通 076-283-7124	直通 076-283-1115
野々市市	代表 076-227-6000	代表 076-227-6255
	直通 076-227-6051	直通 //
川北町	代表 076-277-1111	代表 076-277-1748
あわら市	代表 0776-73-1221	代表 0776-73-1350
	直通 0776-73-8040	直通 //
坂井市	代表 0776-66-1500	代表 0776-66-4837
	直通 0776-50-3525	直通 //
新発田市	代表 0254-22-3030	代表 0254-22-3110
	直通 0254-28-9510	直通 //
安城市	代表 0566-76-1111	代表 0566-76-1112
	直通 0566-71-2220	直通 //
砺波市	代表 0763-33-1111	代表 0763-33-5325
	直通 0763-33-1274	直通 //
伊勢市	代表 0596-23-1111	代表 0596-21-5522
	直通 0596-21-5523	直通 0596-20-3151
鯖江市	代表 0778-51-2200	代表 0778-51-8161
	直通 0778-53-2205	直通 0778-51-8151

○消防機関

機 関 名	電話番号	FAX番号
金沢市消防本部	076-280-0119	076-280-0020
小松市消防本部	0761-20-1119	0761-23-0119
津幡町消防本部	076-288-3000	076-288-5598
内灘町消防本部	076-286-0119	076-286-4447
能美市消防本部	0761-58-6320	0761-58-6299
七尾鹿島消防本部	0767-53-0119	0767-53-3796
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	0767-22-0089	0767-22-5319
白山野々市広域消防本部	076-276-1119	076-276-5237
かほく市消防本部	076-283-3585	076-283-4549
奥能登広域圏事務組合消防本部	0768-23-0119	0768-23-6767
嶺北消防組合本部(春江)	0776-51-0119	0776-51-5209

### 3 様式関係

#### (1) 安否情報関係様式

① 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民用）

様式第1号（第1条関係）

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年      月      日
④男女の別	男                  女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本                  その他（      ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷                  非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

② 安否情報収集様式（死亡住民用）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死者住民）

記入日時（ 年 月 日）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入してください。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





⑤ 安否情報回答書（国、県、市町用）

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」、又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 武力攻撃等により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」、と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## (2) 被災情報報告書

### ① 被災情報報告書（第1報）

火災・災害等即報要領第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	石川県
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	加賀市 (加賀市消防本部)
報告者氏名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	重症	人（ 人）
	不明 人	中等症	人（ 人）
		軽症	人（ ）
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

② 被災情報報告書（随時情報）

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
加 賀 市

1 武力攻撃災害等が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 加賀市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
加賀市							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況
加賀市				